

地公退エース

No. 138
2017. 10. 13

定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地方公務員退職者協議会

03-3262-5546

総務省に二〇一七年度要求提出

地公退は、三役を交渉団に江崎孝参議院議員の同席を得て、二〇一七年九月五日総務省に対して二〇一七年度要求を提出した。
総務省は佐々木浩公務員部長、荒井仁志福利課長、志賀真幸自治財政局調整課理事官が対応した。

江崎議員

本日の機会を活用してホットな当事者の声を聞き総務省として生かしてほしい。

西澤会長

- * 今年も要求書を提出する。意義のある意見交換をしたい。
- * 現職と退職者の間が縮まり、地域での互助活動を抜きには成立しない社会になった。多くの退職者が地域での活動に関わっている、積極的に活用して。
- * 一般のミサイル飛翔の際のJアラートは戦前の空襲警報を髣髴させた。しかし、警戒態勢をいかに整えるかは地域差が大きく本来自治体が判断しないと、今回のような一部での失敗が生じる。原発の再稼働もそうだが、該当地域自治体の判断が重視されるべきだ。

- * 公立学校の業務の一部委託の進行が進んでいる例のように、官の領域が急速に収縮している。市民サービスのために公共サービスは守り抜かねばならない。総務省の尽力を期待する。

佐々木部長

この度着任した、自分も何度か地方公務員として働いた。地方公務員の職場を確保し、やりがいのある職場にすることは同じ思いだ。また、地公の年金も重要な制度だ。被用者年金は一元化されたが共済組合組織は存続しており、加入者の意見を反映する仕組みとして維持したい。

年金制度は社会化された扶養なので、年金をなくしたら子の世代が親の世代に仕送りをする社会に戻る。また、賦課方式の制度だから年金の支給水準は現役に依存している。現制度が発足した時は所得代替五〇%を想定していたが、現状は六〇%台。持続可能性を維持するためにマクロ経済スライドの適切な運用が必要だ。個別の項目については担当課長から回答する。

事務局長要求説明

- * 要求項目の構成はほぼ、昨年と共通、内容は新たな状況にあわせて一部変更した
- * 地公退の構成組織がそれぞれで加入している日本退職者連合の厚労省への申し入れと調整しつつ作成した（厚労省とは七月二一日坂口総括審議官とやり取り済）
- * 本日コメントしたい点は①マクロ経済スライド対応と、②地域包括ケアネットワークの二つ
- * マクロ経済スライドについて…地公退は昨年総務省に対して「名目下限」を外して申し入れた。今年は退職者連合も同様の考え方にしたので、申し入れの表現は同じにした。言うまでもなく受給者団体の第一の役割はより良い給付を確保することにある。そのために二一（二）で根本課題「雇用と賃金改善」を、二一（三）と（五）で前回年金財政



検証のオプション試算で年金財政改善に役立つという結果が出ている「加入者拡大」と「保険料拠出期間延長・高齢期就労環境整備と在老改善」を求めている。これらが実現すれば名目下限を維持しても年金は持続できるはず。

しかし、仮にそれが実現しない場合に現状通りの名目下限を維持すれば、孫・ひ孫の年金水準は低下する。当方から求める筋合いでは決していないが、政府が他の方策を実現すべく努力しても成功しない場合には、受給者に率直に事情説明するべきだし、それに対して拒むことはしないという趣旨。第一義的には厚労省が責任を持つべきだが、地公共済の所管者として総務省も主体的に尽力してほしい。

* 地域包括ケアネットワークについて…地域包括ネットワークの意義は繰り返し返さないが、来年は関連諸計画・報酬等が一斉に改定される。また、基盤整備も重要な時期。その意味で三を掲げている。年金と同様、施策内容は厚労省が責任を持つべきだが、実践部隊は自治体。総務省が関係省庁と連携して自治体を支えてほしい。

* 最後に沖縄の追加費用について今回も主張する。追加費用問題は本来雇用主責任の支払い代行に過ぎないもので、一元化に際して云々すべき問題ではなかった。その根本問題はそれとして、沖縄が他の地域より大きな削減を受けていることは納得できない。追加費用の定義はこれまで繰り返し説明を受けてきたが、やはり何らかの配慮をすべきことを主張する。

地方公務員退職者協議会からの要請について（回答）

一・憲法第二五条の生存権理念を基礎に社会保障諸制度及び地域福祉施策を確立すること。

* 回答なし

二・年金について

（一）年金制度の検討に当たっては、多くの加入者を持つ超長期の制度であることに留意すること。その改善・改革は実証に基づく緻密な設計と丁寧な合意形成によること。また、被保険者・年金受給者の意見反映を保障すること。

（回答）

平成二四年に成立した被用者年金一元化法等により、平成二七年一〇月から共済年金は厚生年金に統合されましたが、公的年金としての職域部分の廃止と同時に公務の特殊性にも配慮した公務員制度の一環として、「年金払い退職給付」が創設されたところです。今後も、引き続き関係者の御意見も十分伺いつつ、対応してまいりたいと考えています。

（二）年金制度と財政を安定させるため、雇用の安定・質の向上、賃金改善を図ること。

（三）年金保険の加入者を拡大すること。このため地方自治体に働く非常勤職員・臨時職員の被用者年金加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。

（回答）

被用者年金一元化法により公務員も厚生年金に加入することと

され、この結果、地方自治体に勤務する常勤職員も非常勤職員も、ともに厚生年金に加入することとされたところです。

また、平成二四年の通常国会において成立した年金機能強化法により、平成二八年一〇月から、五〇一人以上の企業等において、厚生年金への加入要件である一週間の所定労働時間を週三〇時間以上から週二〇時間以上に緩和するなど、公務部門も含めた短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が行われており、平成二八年の臨時国会において成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」により、平成二九年四月から、五〇〇人以下の企業等においても同様の適用拡大が行われたところです。これにより、全ての地方公共団体において、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が行われました。

さらに、平成二六年七月四日に発出された「臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等について」（総行公第五九号総務省自治行政局公務員部長通知）においては、地共済法が適用されない者の社会保険の適用について、厚生年金及び健康保険の各法律に基づき適用要件に則った適切な対応を求めているところであり、今後とも、各地方公共団体におかれては、本通知にしたがい、非常勤職員・臨時職員に係る厚生年金及び健康保険の適用に関し適切な対応が図られるものと考えています。

平成二九年の通常国会で成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」では、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、併せて会計年度任用職員に対する給付について規定が整備されました。その後、平成二九年八月二三日に発出された「会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等について（通知）」（総行公第一〇二号・総行給第三九号・総行女第二四号・総行福第一九一号・総行安第三八号総務省自治行政局公務員部長通知）で示された「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第一版）」において、地共済法が適用されない会計年度任用職員の社会保険の適用について、厚生年金保険及び健康保険の適用対象となる場合の被保険者資格の適切な付与等を求めている、平成三二年四月の制度導入に向け、各地方公共団体におかれては、本通知にしたがい、適切な対応が図られるものと考えています。

（四） マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに、将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金水準を確保できることを重視して、現受給者をはじめ関係者と誠実に協議すること。基礎年金をマクロ経済スライドの対象外とすること。

（五） 年金受給者の選択権を前提に、基礎年金保険料拠出期間延長および年金受給開始年齢選択幅拡大を検討すること。在職老齢年金は就労による労働参加率向上を促すものになるようあり方を検討すること。

（二）と（四）と（五）への回答

年金制度等全体に係る事項ですので、総務省だけではお答えすることはできませんが、年金制度については、年金生活者のみならず、現役世代の理解を十分に得る必要があると考えられることから、制度改正を行うに当たっては平成二六年財政検証のオプション試算の結果等も踏まえつつ、年金部会等での十分な議論が必要と考えています。

（六） 地方公務員共済長期積立金運用について、機械的にGPIFに追随しないこと。国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」の趣旨に沿った運用を拡充すること。

（回答）

被用者年金一元化後の厚生年金保険給付積立金の運用については、平成二六年七月三日に主務大臣（総務大臣、財務大臣、文科大臣、厚労大臣）が策定した「積立金基本指針」において、「管理運用主体（地方公務員共済においては、地方公務員共済組合連合会）は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、（略）

モデルポートフォリオの許容乖離幅の範囲内で基本ポートフォリオを定める等、管理運用主体が管理積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること。」と定められているところです。

実際、平成二七年一〇月一日から適用されている地方公務員共済組合の基本ポートフォリオは、「地共済における運用の自主性及び創意工夫の発揮」等の観点から、モデルポートフォリオの中心値範囲より五割拡大した許容乖離幅を設定しております。

また、国連の責任投資原則（PRI）の趣旨を踏まえた投資手法である社会的責任投資（SRI）や環境・社会・ガバナンスに着目した投資（ESG）については、公的年金として社会的貢献に配慮した対応も必要であるとして、地方公務員共済組合連合会においては平成二一年度から、全国市町村職員共済組合連合会においては平成二四年八月から、公立学校共済組合においては平成二六年一二月から、それぞれ実施しております。

平成二七年一〇月一日に地方公務員共済組合連合会において制定された、いわゆる管理運用の方針（正式名称「厚生年金保険事業の管理積立金に関する管理運用の方針」）においても、各地方公務員共済組合が、株式運用においてESGを含めた非財務的要素を考慮するよう努める旨定められており、地方公務員共済組合全体としては、今後、既に実施している組合の運用実績等も踏まえ、社会的責任投資等の実施に向けた検討がさらに進むものと考えております。

（七） 被用者年金一元化に伴う追加費用削減について、沖縄の共済年金受給者は政令によりそれ以外の地域より追加費用期間が長く削減幅が大きい。同等になるよう改めること。

（回答）

追加費用の削減は、共済年金受給者間で給付と負担のバランスの公平性を高めるという趣旨で、公務員等の恩給期間は本人負担が少なかったことに着目し、恩給期間分の給付について、負担に見合った給付水準とするように減額するものです。

ご指摘の追加費用期間の違いについては、沖縄以外の組合員に対する地共済法の適用が昭和三七年一二月であり、それ以前の恩給期間が対象となっていることに対し、沖縄の組合員については、昭和四一年七月から沖縄の共済法による共済制度が適用され、同月前の恩給期間が対象となまっていることから生じているものであり、いずれも共済年金の適用前の恩給期間を追加費用期間とする考え方に違いはありません。

なお、追加費用の削減に当たっては、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の一〇％とする、②二三〇万円／年以下の給付（恩給期間も含めた共済年金全体）は減額しない、という措置を講じ、受給者の生活の安定にも配慮しているところです。

民間被用者、公務員を通じた公平性を確保することにより、制度の安定化と公平化を図り、若い世代を含め、すべての世代の安心を確保するため、ご理解をお願いしたいと考えています。

三、地域包括ケアシステム基盤整備について

入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態により、利用者本位の診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する地域包括ケアシステムを街づくりと一体で、実現すること。

その基盤となる特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅などについて、今後の需要増に対応する計画的整備のため、適切な財政措置を講ずること。

（回答）

地域包括ケアシステムについては、その推進に当たり、市町村が地域の実情に応じ、多様な主体を活用することにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、適切な支援を行われたい旨、総務省から厚生労働省に対し、要請しているところです。

また、介護基盤の整備については、地方債等による地方財政措置に加え、平成二七年度から地域医療介護総合確保基金による財政支援が行われております。総務省としては、厚生労働省に対し、基金について所要の国費の確保を要請するとともに、基金財源に

係る地方負担分についても、適切に地方財政措置を講じることとしており、今後とも介護基盤の計画的な整備が推進されるよう適切に対応してまいります。

四、生活保護・生活困窮者自立について

生活保護基準を切り下げて受給者の権利を抑制したことは、市民生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。関係省庁と調整して速やかに復元すること。生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため地方自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

五、社会保障・税番号について

(一) 「社会保障・税番号」については、技術・倫理両面から個人情報漏洩・改竄成りすましを防止する仕組みを確立すること。あわせて、侵害が生じた場合の制裁・補償のルールを強化すること。

(二) 「社会保障・税番号」は、社会保障の負担と給付に関する「社会保障の個人会計」とは将来にわたって完全に遮断すること。

六、エネルギー政策と原子力発電の見直しについて

(一) 従前のエネルギー政策を抜本的に見直す立場で関連省庁と協議すること。

① エネルギー政策の地方分権を進めること。

② 市民とともにエネルギー多消費型社会構造・生活構造を変革し、需要に合わせる供給から供給に合わせる需要に転換すること。

③ 再生可能な自然エネルギーの開発・普及を進め、温室効果ガス削減を図ること。

(二) 地方自治体と協力して原子力発電所の安全性を徹底的に検証・点検して情報公開すること。原子力発電に依存しない社会をめざし、新たな原子力発電所は建設しないこと。休止した炉は原則的に再稼働せず、計画的に廃炉とすること。原発の設置・稼働に関する検討は事故時に影響を受ける可能性のある全ての自治体を当事者とする。

＊要求四／六回答なし

以上

二〇一七年度「地公三単産・地公退高齢者集会記念講演」 「安全保障関連法で軍隊化する白衛隊」 ——東京新聞論説兼編集委員 半田 滋さん——

東京新聞の半田です。今日も北朝鮮がミサイルを撃った。戦争に協力しないことが一番安全

一九九三年に北朝鮮を空爆しようとした時、アメリカは日本を出撃基地として貸してほしいと言ってきた。また、自衛隊を後方支援として燃料の補給や自衛隊員を現地に派遣し支援してほしいと言ってきた。実に一〇五九項目もの支援要請があった。しかし当時の日本政府は、アメリカの支援要請を、我が国は平和憲法があつて、他国の武力行使を支援することはできません、と断った。その時の教訓を我が国は持っているはずだ。

つまりアメリカの戦争に協力しないということが、アメリカが戦争を引き起こさない特効薬であるということをも日本政府は知っているはずだ。それが今や安全保障関連法というアメリカの戦争協力法によつてもみくちやにされてしまつている。

北朝鮮は「アメリカという国は気にいらなければ何をするかかわらない国だ。だから北朝鮮は核を持たなければいけない。」と考えているとすれば、これをどこで納めていくかがむずかしい。納め方は二つしかない。一つは北朝鮮が望むように、アメリカとの間で、アメリカは北朝鮮を決して攻撃しない、という保証を与えること。平和協定を結ぶこと。とりあえずテールにつこう。テールについて核について考えよう。もしくはアメリカが北朝鮮を攻撃し破壊させる。この二つしかないと思う。どちらを選ぶのか。アメリカの武力攻撃によつて被害を受けるのは、日本であり韓国だ。

安全保障関連法の安倍首相の考え方

安全保障関連法は安倍さんの考え方を理解していないと分からない。改憲は、仮に国民投票にかけて否決されたら、改憲できない。その時はどうするか、第一次安倍政権の時に考えていた。これが憲法解釈の変更だ。二本立てで考えていたと思う。安倍さんは二本立てで考えていたが、実際には憲法解釈を変えることをやった。

自民党が二〇一二年四月憲法改正草案を発表している。今の憲法は、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の三本柱に裏打ちされている。自民党の憲法草案は全く違う。天皇元首制だ。国防軍を保持する。私たちの基本的人権、そして民主主義に不可欠な知る権利は公の利益の前には制約をされてもやむを得ない、という大日本帝国憲法よりさらに過激な、国家主義を謳い上げる憲法だ。今言っていることは少し違つて、憲法九条に三項を設けて自衛隊を書きこもう、となつている。

安倍さんは「血を流さなければ対等ではない」という独特の安倍観がある。

もう一つ、集団的自衛権を行使しなければならないというのは、外務省の思惑だ。日本は例外なく周辺国との間で領土問題をかかえている。ロシアとの間で北方領土、韓国との間で竹島、中国との間で尖閣諸島。特に尖閣諸島については二〇一二年九月に日本政府が国有化をした。これを国有化したことによつて中国政府が強く反発をして、頻繁に日本の領海の中に船を差し向ける。これに対し日本の海上保安庁の巡視船が行つて中国の船を追い返すという、イタチごつこが続いている。日本の外務省が万一尖閣諸島をめぐる中国との間で戦争になるようなことになった場合には、アメリカは迷うことなく日本側について米軍を派遣してください、つまり、安保条約だけでは不安がある、若者の血を差し出さなければ安心できないということとで、憲法解釈の変更を外務省が推進してきた。この

安倍さんの独特の安保観と外務省の思惑が一致した。

安保関連法の危険性

二〇一五年安保法ができた年、四月下旬から五月に訪米、アメリカの議会の中で、閣議決定もしていない安保法案を夏までに国会を通すと約束した。あとから閣議決定し国会で通した。順序が逆だ。

この時日米協力のための指針である日米ガイドラインも変えた。九九年周辺事態法という法律を作つてアメリカ軍の後方支援を限定的ながら認めた。このガイドラインを二〇一五年四月にがらりと変えて周辺事態を取り外した。世界中どこでもアメリカが戦争をする場合には自衛隊が出て行つてお手伝いをする。そして、その戦争が日本にとつて存立を脅かすような事態になれば、自衛隊は米軍と共に武器を持つて戦う、とアメリカに約束をしてきた。自衛隊を差し出す。

安倍さんはアメリカには逆らえないと確信したのだろう。二〇一四年七月安全保障関連法のもとになる閣議決定をし、翌年アメリカに行つて夏までに安全保障関連法を成立させると約束してきた。五月閣議決定をして、四か月足らずの間に一一本もの法案を強行採決していく。アメリカから受けた強い圧力で絶対に安保法を作らなければならないと思つたのだろう。

二〇一六年三月、安全保障関連法が施行された。七月に南スーダンで戦闘があつた時、当時の稲田防衛大臣が戦闘を衝突と言いつてしまった。現地で戦闘と言つてゐるのに、衝突と言いつ張つた。事実を自分たちの憲法解釈の都合のいいように捻じ曲げた。捻じ曲げた結果現地は安全ですということにし駆けつけ警護を命令してしまつた。今年三月帰還命令がでて、現在PKOはどこにも出ていない。アメリカの船を守るためには日本が攻撃されていないのに、日本

の自衛隊が先制攻撃をするとする。これは客観的にみると集団的自衛権の行使といえる。アメリカでさえ集団的自衛権の行使は大統領と国防長官の二人しか発動できない。日本は現場の自衛官が米艦艇を守るために集団的自衛権の行使ができる。平和憲法を持っている日本が集団的自衛権の行使のハードルが低いという倒錯した状況が今生まれている。

日本海にいる米イージス艦に対して、洋上補給をしている。これまでは訓練あるいはPKOでしかできなかったのに、安倍政権になって安保法ができ、補給ができるようになった。要するに日本はアメリカと共にあるというシンボルを見せるためにやっている。安全保障法制は何のために作ったのか問われている。本来であれば、尖閣諸島が攻撃されるかもしれない。日本の国民と領土を守るためのものを、今や、この安全保障関連法があることによって、北朝鮮から我が国が攻撃を受ける可能性が高まっていると言わざるを得ない。よく戦争法の中身を考えなくてはいけない。日本を守るためといながら、アメリカに協力することによって、アメリカの戦争に日本が巻き込まれていくのだということだ。

もしも日本に米軍基地がなければ、安全保障法がなければ日本の安全は保障されないというが、我々はおびえることはない。怯えなければいけないのは、北朝鮮の攻撃目標となる米軍の基地があり、

日本政府がアメリカに対し全面的に支援協力すると表明しているからこそ、危うくなってきたというのだ。

憲法を「改正」させない

安全保障関連法は憲法学者の九割が憲法違反だと言っている。安倍さんは九条の三項を新しく作って自衛隊を書き込もうとしている。九条の一項・二項はそのままなので、憲法を正しく解釈すれば自衛隊は軍隊ではなく、戦争はできない。災害派遣隊にしかない。そんなことのために政府が九条を変えるはずがない。九条の一項・二項を死文化しようという意図がある。その目論見があるから、三項を書きくわえて、自衛隊を軍隊化すれば、九条は無いに等しいものになると信じているのだ。

この闘いは、まず安保法制をなくす闘い。つぎの国政選挙、衆議院選挙は、政権選択選挙であることは間違いない。とりあえずは多数派を形成して、自民党を落とすことをやらなければならない。公明党は強い。公明票がなければ自民党は負ける。今回の都議選で証明された。公明党・創価学会の皆さんをできるだけ抱き込む。野合と言われても勝てばいい。やる以外にない、正念場だと思う。負けたら、日本は憲法を「改正」され、間違いなく日本は戦争ができる国になっていく。ここで頑張らないで、いつ頑張るのだという思いだ。（文責 事務局）

安倍政権の暴走を許さない 二〇一七年九・一五地公三単産・地公退高齢者集会開催

九月一五日（金）午後一時から日本教育会館で標記の集会を行った。参加者は各単産の現職・退職者七〇〇人余であった。

議長に足立則安全水道退会長、塩田忠都退協会長を選出し集會が進められた。

先ず、地公三単産を代表して二階堂健男全水道執行委員長が主催者代表挨拶を行った。

挨拶要旨…戦争法を強行採決し戦争をする国へと向かう安倍政権の暴走をとめよう。八月八日の人事院勧告では、四年連続の賃金引上げ勧告はあったが、公務員の総人件費抑制や退職一時金の引き下げなども提起されている。これから確定の闘いに入る。労働法については、長時間労働規制は直ちに実施を求め、手当なし残業と裁量労働拡大は阻止すべく取り組む。地公三単産は引き続き働く者の環境を整えるとりくみを進める。

続いて、西澤清地公退会長が挨拶を行った。

挨拶要旨…世界では米英の孤立主義や朝鮮の核兵器など問題があふれている。その中で日本はアメリカの片棒を担ぎ、戦争法、治安維持法まがいの共謀罪法を成立させた。安倍政権は「積極的平和主義」などと言う言葉を使い軍備体制を強化しようとしている。歴史修正主義を批判していこう。

来賓挨拶は三人の方々からいただいた。

退職者連合人見一夫会長…「退職者連合は六八万人。地公の皆さんは退職者連合運動を牽引している。高齢化が進行しているのに政権は社会保障費を抑制しようとしている。二〇一八年には診療報酬・介護報酬が同時改定されるが、制度を荒廃させてはならない。社会保障の充実とは良質な雇用にかかっている。近々に衆議院の解散があるようだが、総選挙で一日も早い安倍自公内閣の退陣を実現しよう」

民進党副代表近藤昭一衆議院議員…「平和と国民主権を守り共に生きる社会を作るために憲法が大切だ。現憲法は戦争の反省から生まれた。自民党の改憲草案は、国民主権を否定しており憲法とは呼べない。共に頑張ろう」

社民党吉田忠智党首…「①改憲阻止、国民主権を定めた諸条項を活かす活憲の運動を進めよう ②公務員バッシングをやめさせよう ③来る総選挙で自公に三分の二を与えず、野党共闘で安倍政権を退陣に追い込もう」

集会基調報告は白井桂子自治労法対労安局長が行った。
初めに、戦争法・共謀罪法等の強行で、憲法の平和主義を踏みに

じる数々の安倍政権の暴走を阻止しようと呼びかけた後、次の柱で報告と提案があった。

地方財政をめぐる状況 二〇一八年に策定される中期財政計画を注視。

安心・信頼の社会保障制度の確立を

二〇一七年人事院勧告・報告 四年連続で月例給一時金の引き上げ勧告。一時金の引き上げ分を四年連続で勤勉手当に充てたことは育児・介護に携わる職員や非常勤職員等への配慮に欠けている。働き方改革実行計画ではより実効性のある具体策に踏み込むべきだ。各県人事委員会への働きかけ強化と労使交渉を強化する。

雇用と年金の接続に向けた取り組み 支給開始年齢が六三歳に引き上げられる一八年度までには段階的定年延長のめどをつけるよう取り組みを強化する。

他にも、良質な公共サービスの安定供給 子どもたちに豊かな学びや育ちの保障を 脱原発社会に向けて 恒久的な平和社会にむけて 等のとりくみが提起された。

基調提案は満場の拍手で確認された。

次に、地公退川端邦彦事務局長が、前日報道された「年金の振替加算支給漏れ」に関する説明の後、地公退の運動方針、とりわけ社会保障分野でのとりくみについて地公退報告を行った。

「政府は『骨太方針』により一六年度一七〇〇億円、一七年度一五〇〇億円を削減した。一八年度予算も社会保障費関係について一三〇〇億円の理不尽な削減を目標としており、診療報酬・介護報酬カットによるつじつま合わせが危惧される。

強行されれば、利用者・患者のサービス利用がしづらくなり、従事労働者の処遇低下も招く。

年金制度と財政を安定させるためには、雇用の安定・質の向上、賃金改善を図ることが肝要だ。現在と将来の受給者が共に貧困に陥らない年金を確保できることを求めて今年も総務省要求を出した。安倍政権の目先のごまかし・人気取り政策、国民生活破壊の制度改悪、を許すことはできない」。

地公退報告は満場の拍手で確認された。

休憩後別掲の記念講演を受けた。

続いて集会宣言とスローガンが提案され共に大きな拍手で採択された。

最後に西澤地公退会長の「団結頑張ろう」で、集会は成功裡に閉会した。